

## 目黒区障害者青年・成人期余暇活動支援事業補助要綱

平成29年7月3日付け目健障第2819号 制定

平成30年4月1日付け目健障第1106号 改正

令和2年4月1日付け目健障第6182号 改正

令和3年3月17日付け目健障施第2809号 様式改訂

### (目的)

第1条 この要綱は、目黒区（以下「区」という。）在住の障害者等を支援する法人（以下「法人」という。）が実施する余暇活動の支援事業（以下「余暇活動支援事業」という。）に要する費用の一部を補助することにより、余暇活動支援事業の円滑な実施及び障害者等の日常生活の拡充を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「障害者等」とは、区内在住の者であつて、次に掲げるものをいう。

- (1) 18歳以上65歳未満の身体障害者、知的障害者及び精神障害者（発達障害を含む。）並びにその家族
- (2) その他区長が支援が必要と認めたもの

2 この要綱において「法人」とは、区内に本拠を有し、障害福祉サービスを実施している特定非営利活動法人等とする。

### (余暇活動)

第3条 余暇活動支援事業は、次に掲げる活動とし、交流活動等を通じて障害者の日常生活の拡充を目指すものとする。

- (1) 障害者等が行うスポーツ、レクリエーション、趣味の活動等の余暇活動の提供
- (2) 障害者等が社会生活や余暇活動の幅を広げることができる地域との交流活動
- (3) 障害者等への余暇活動に関する情報提供及び相談支援
- (4) その他区長が認める活動

2 余暇活動支援事業は、4月1日から翌年の3月31日までに行うものとする。

### (補助要件)

第4条 法人は、補助を受けるに当たっては、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 利用者名簿のうち、3分の2以上が区内在住の障害者等であること。
- (2) 地域のボランティアを活用するなど、地域との交流を持つよう努めること。

### (支援の方法)

第5条 余暇活動支援事業への支援は、第3条に規定する余暇活動支援事業を行う法人に対し、補助金を交付することで行うものとする。

### (補助金の対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費は、余暇活動支援事業の円滑な実施及び障害者の

日常生活の拡充に要した費用のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 賃金
- (2) 講師、看護師、手話通訳士等への謝金
- (3) 活動会場の借上げ費用
- (4) ボランティア保険料、団体保険料
- (5) 材料費（飲食料等は除く。）
- (6) 備品購入費、消耗品費、通信費
- (7) その他、区長が必要と認めたもの

(補助金の交付額)

第7条 補助金の交付額は、別表の交付基準に基づき算定した額とし、予算の範囲内で区長が定める額とする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする法人の代表者は、指定期日までに、目黒区障害者青年・成人期余暇活動支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して区長に申請するものとする。

- (1) 年間活動計画書（別記第2号様式）
- (2) 予算書
- (3) 役員名簿
- (4) 利用者名簿
- (5) 定款
- (6) その他区長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第9条 区長は、前条の補助金の交付申請があった場合は、申請内容を審査し、補助金の交付が必要であると認め、交付を決定したときは、目黒区障害者青年・成人期余暇活動支援事業補助金交付決定通知書（別記第3号様式）により、補助金の交付をしないと決定したときは、目黒区障害者余暇活動支援事業補助金交付不採用通知書（別記第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第10条 前条の規定による補助金の交付決定の通知を受けた法人は、目黒区障害者余暇活動支援事業補助金交付請求書（別記第5号様式）により区長に請求するものとする。

(補助金の交付を受けた団体の責務)

第11条 補助金の交付を受けた法人は、補助金の交付目的及び公布決定の内容に従い誠実に余暇活動支援事業を行うものとし、補助金を他の用途に流用してはならない。

(調査)

第12条 区長は、補助金の交付を受けた法人に対し、必要に応じて実施状況の調査を行うことができる。

(指導)

第13条 区長は、前条の調査により補助金がこの要綱に従って適正に使用されていないと認められるときは、その使用について指導することができる。

(交付決定の取消し)

第14条 区長は、補助金の交付を受けた法人が前条の指導に従わない場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第15条 区長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 補助金の交付を受けた法人が前項の返還命令を受けた場合は、交付決定補助金の全額を返還しなければならない。

(実績報告)

第16条 補助金の交付を受けた法人は、補助金の交付を受けた対象活動が完了したとき又は補助金交付決定に係る会計年度が終了したときは、当該日から30日以内に目黒区障害者青年・成人期余暇活動支援事業実績報告書(別記第6号様式)に支出内容のわかる領収書を添付して提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第17条 区長は、前条の規定による実績報告を受けた場合は、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、目黒区障害者余暇活動支援事業補助金確定通知書(別記第7号様式)により当該団体に通知するものとする。

(余剰金の返還)

第18条 前条の場合において、既に確定した額を超える額が交付されているときは、助成金の交付を受けた法人は速やかにその全額を区長に返還しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関しては、目黒区補助金等交付規則(昭和43年3月目黒区規則第6号)に定めるところによる。

付 則

この要綱は、平成29年7月3日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成30年3月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の目黒区障害者青年・成人期余暇活動支援事業補助要綱第3条、第9条から第20条、別記第1号様式、別記第4号様式及び別表の規定は、平成30

年4月1日以後に行う交付決定に係る補助金等について適用し、同日前に行った交付決定に係る補助金等については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

改定後の様式は、令和3年4月1日以降の申請分から適用する。

ただし、旧様式による申請があった場合は、これを読み替えて受理することとする。

#### 別表

対象 経費	1. 賃金	1日当たりの補助金額（時間単価（1,500円を上限とする。）×1日の活動時間数×補助対象職員数）の年間合計額
	2. 講師、看護師、手話通訳士等への謝金 3. 活動会場の借上げ費用 4. ボランティア保険料、団体保険料 5. 材料費（飲食料等は除く。） 6. 備品購入費、消耗品費、通信費	実際にかかった費用の年間合計額
補助 額	事業の実施に要した実支出額から寄附金その他の収入を控除した額。ただし、100万円を限度とする。	